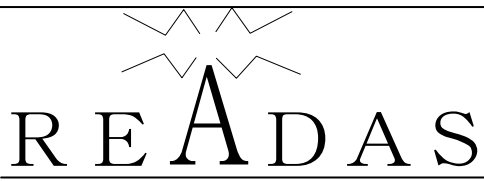


第 5589 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 11月 10日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 非正規雇用労働者支援の助成金

**Q**：非正規雇用労働者の処遇を改善するための助成金制度が導入されたそうですが、どのようなものなのですか？

**A**：キャリアアップ助成金が拡充されました。

### 【解説】

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

この度は、処遇改善コースが拡充されました。概要は、次のとおりです。

- ① 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた場合、すべての賃金規定等改定であれば、現行の助成額に1人当たり14,250円が加算され、さらに生産性の向上が認められる場合には18,000円が増額されます。また、一部の賃金規定の改定であれば、1人当たり7,600円が加算され、生産の向上が認められれば9,600円が増額されます。
- ② この加算措置は、平成28年8月24日以降、賃金規定等の改定に取り組んだ事業主が対象になります。  
その他、キャリアアップ計画書の提出期限の緩和や賃金規定等の運用期間の緩和、最低賃金との関係に係る要件が緩和されています。

